

職務に専念する義務の特例に関する規則

平成 19 年 2 月 1 日
規則第 13 号

改正 令和 3 年 11 月 11 日 規則第 8 号

職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 12 号）第 2 条の規定により、職務に専念する義務を免除することができる場合を次のように定める。

- (1) 栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣された職員にあっては、当該派遣をした地方公共団体等の条例、規則その他の関係規定により職務に専念する義務が免除される場合に該当する場合
- (2) 前号に規定する以外の職員にあっては、次のいずれかに該当する場合
 - ア 研修を受ける場合
 - イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - ウ ア及びイに規定する場合を除くほか、広域連合長が定める場合

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。